

## 受託内容

令和二年度から地域包括支援センター及び地域支援事業の一部を受託することになりました。

### Ⅰ 地域包括支援センターの業務

#### 【地域包括支援センターの目的】

誰もが住み慣れた地域でその人らしい尊厳のある生活を継続できるよう、さまざまな生活課題に対し継続的かつ包括的に支援します。

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた中核的機関としての役割を担います。

#### 【基本理念】

『できないことへの支援ではなく、活躍するための支援』

#### 【東員町社会福祉協議会の体制】

- ◆ 主任介護支援専門員 1名(介護福祉士・主任介護支援専門員)
- ◆ 社会福祉士 1名(社会福祉士)
- ◆ 保健師(経験のある看護師) 1名(看護師・介護支援専門員)
- ◆ センター長 1名(社会福祉士・介護支援専門員・介護福祉士)

それぞれの専門性を生かしつつチームになって、高齢者がいつまでも自分らしく暮らし続けるために、包括的に支援します。

#### 1) 第一号介護予防支援業務

要支援の認定を受けた方及び基本チェックリストにより“事業対象”と認められた方が総合事業(訪問介護サービス、通所介護サービス)、それらと一体で提供される生活支援事業を希望される場合に、適切に包括的に提供されるよう必要な援助を行う。

#### 2) 福祉総合相談

- ① 高齢者に限らず幅広い相談を受け付け・対応する。(電話相談可)
- ② 介護、医療、福祉、保健、地域活動など、さまざまな視点から解決方法を提案する。
- ③ 民生委員と共同して高齢者調査を実施。その結果は民生委員と包括支援センターが共有し、変化があれば随時更新する。

#### 3) 権利擁護事業

- ① 成年後見制度など権利擁護を啓発、手続きを支援する。
- ② 消費者被害の防止につとめ対応する。

③ 高齢者虐待の早期発見につとめ、行政とともに対応する。

4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

① 地域で暮らし続けるための地域ケア会議を開催する。

② 本人の意思にそったプランニングができるようケアマネジャーを支援する。

③ 地域におけるさまざまな活動、機関、企業等と協力体制を整備する。

5) 指定介護予防支援事業

指定介護予防支援事業所の指定を受け、運営する。

要支援の認定を受け、介護保険法第 8 条の二に規定されている「介護予防訪問入浴介護」「介護予防訪問看護」「介護予防福祉用具貸与」などのサービスを利用される方に介護予防サービス計画を作成し、適切に提供されるよう支援する。

## II 地域支援事業の一部

1) 65 歳以上の方を対象にした介護予防事業(国が示す地域支援事業の一部)

※生活支援コーディネーターによる「介護状態の軽減及び悪化の防止にかかる体制の整備」と重複します。

① 閉じこもり等何らかの支援を要する人を早期に把握し、住民主体の介護予防・健康増進活動につなげる。

② パンフレットの配布などにより介護予防・健康増進意識を普及啓発する。

③ 誰でも一緒に参加できる介護予防・健康増進の地域展開を図る。

④ 社会参加活動を通じた介護予防・健康増進活動の展開を図る。

⑤ 介護予防・健康増進に関するボランティア等の人材を育成するために研修する。

## III 在宅医療との連携

① 入院退院支援を効率的におこなうための医療機関との連携会議に参加する。

② 在宅と入院退院の切れ目のない支援を継続できるようにするマニュアルの普及を推進する。

## IV 基幹型としての業務

① 第二包括支援センターと行政と調整するためセンター連絡会議を毎月 1 回開催する。

## V その他

① 福祉用具・住宅改修・配食サービスなどの相談に応じ理由書の作成など、行政が主催する事業に協力する。

以上